

東京都北区基本構想審議会条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第一号

東京都北区基本構想審議会条例

(設置)

第一条 北区基本構想（平成十一年六月二十九日東京都北区議会議決。以下「基本構想」という。）の改定を行うため、区長の附属機関として、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員三十人以内をもって組織する。

- 一 公募による区民
- 二 区内団体が推薦する者

三 区議会議員

四 学識経験者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から審議会が第二条の規定によ

る答申を行つた日までとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第七条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第三条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。
(委員以外の者の出席等)

第八条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第二条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区基本構想審議会 会長

学識経験者から委嘱された委員

二〇、六〇〇円

一八、五〇〇円

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第二号

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第三号

東京都北区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の給料等に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第四号

東京都北区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
東京都北区監査委員の給与等に関する条例（平成三年十二月東京都北区条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に改める。
付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区立コミュニティエリアリーナ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区条例第五号

東京都北区立コミュニティアリーナ条例の一部を改正する条例

東京都北区立コミュニティアリーナ条例（平成二十四年六月東京都北区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の部（豊島北コミュニティアリーナ）の項及び（新町コミュニティアリーナ）の項中

二、〇六〇円	二、〇六〇円	二、〇六〇円	四、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------

を

二、二八〇円	二、二八〇円	二、二八〇円	四、四〇〇円
--------	--------	--------	--------

に改め、同表

二の部（豊島北コミュニティアリーナ）の項及び（新町コミュニティアリーナ）の項中

三、〇九〇円	三、〇九〇円	三、〇九〇円	六、〇〇〇円
--------	--------	--------	--------

を

三、四二〇円	三、四二〇円	三、四二〇円	六、六〇〇円
--------	--------	--------	--------

に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区立コミュニティアリーナ条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

ランニングス テーション	一回		三〇〇円	一五〇円	一〇〇円
-----------------	----	--	------	------	------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の一の部滝野川体育館の項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都北区体育館条例別表第一の一の部滝野川体育館の項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後に承認する使用に係る使用料について適用し、同日前に承認した使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第七号

東京都北区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

東京都北区行政財産使用料条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区行政財産使用料条例付則第三項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第八号

東京都北区奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

東京都北区奨学資金貸付条例（昭和五十一年十二月東京都北区条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「違約金特例基準割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「違約金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区奨学資金貸付条例付則第二項の規定は、違約金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第九号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年十二月東京都北区条例第二十八号）の一部を次に改正する。

付則第五項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（」に、
「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例付則第五項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区条例第十一号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項から四十八の二の項までを次のように改める。

<p>十四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二 百三十三号）第五十 五条第一項及び食品 衛生法施行令（昭和 二十八年政令第二百 二十九号）第三十五 条の規定に基づく飲 食店営業の許可の申 請に對する審査（卸 売市場法（昭和四十 六年法律第三十五 号）に規定する花き の卸売のものに開設 されるものを除く卸 売市場外の営業（以 下「卸売市場営業」と いう。）の外営に限</p>	<p>飲食店営業 許可申請手 数料</p>	<p>(1) 飲食店営業（移動飲食 店営業又は臨時飲食店 営業）によるものを除く。 (2) 一万余三千五百円 以上は臨時飲食店営業 又は移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業 によるものを除く。</p>	<p>許可申請の とき。</p>
<p>飲食店営業 許可更新申 請手数料</p>	<p>(1) 飲食店営業（移動飲食 店営業）によるものを除く。 (2) 八千九百円以上は 臨時飲食店営業又は 移動飲食店営業による ものを除く。</p>	<p>更新申請の とき。</p>	

<p>十六品衛生法の施行令に基づき</p>	<p>る市場外営業に限卸売</p>	<p>る。</p>
<p>数許食 料可肉 申販 請売 手業</p>	<p>数更る品理調よ動を調 料新営をさ理り販有理 申業販れし食売すの機 請業た、品機る能 手可す食調をに自能</p>	<p>申る品理調よ動を調 請營をさ理り販有理 手業販れし食売すの機 数許売た、品機る能 料可す食調をに自能</p>
<p>一万千五百円</p>	<p>五千七百円</p>	<p>一万千五百円</p>
<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>

<p>十九品衛生法施行令第三</p> <p>十五食品衛生法第五</p>	<p>外営業に限り。市場</p> <p>する審査（卸売市場</p> <p>業の許可の競争に営</p> <p>く魚介類の競争に営</p> <p>十品衛生法施行令第三</p> <p>十五品衛生法施行令第三</p> <p>十八品衛生法施行令第三</p>	<p>に限り。市場外営業</p> <p>査（卸売市場外営業</p> <p>可の申請に對する審</p> <p>く魚介類販売の許</p> <p>十品衛生法施行令第三</p> <p>十五品衛生法施行令第三</p> <p>十七品衛生法施行令第三</p>	<p>限る。市場外営業に</p> <p>（卸売市場外営業に</p> <p>の申請に對する審査可</p> <p>く肉販売の許可</p>		
<p>申請手数料</p> <p>集乳業許可</p>	<p>手数を更新申請</p> <p>可更料新申請</p> <p>売更料新申請</p> <p>魚介類競争</p>	<p>料可申請手数料</p> <p>可更料新申請</p> <p>売更料新申請</p> <p>魚介類競争</p>	<p>申請手数料</p> <p>業許可更新</p> <p>魚介類販売</p>	<p>手数を更新申請</p> <p>業許可更新</p> <p>魚介類販売</p>	<p>申請手数料</p> <p>許可更新</p> <p>食肉販売業</p>
<p>一万千五百円</p>	<p>一万二千六百円</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>五千七百円</p>	<p>一万千五百円</p>	<p>五千七百円</p>
<p>とき。申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>

<p>二十五条食品衛生法及び</p>	<p>場対理づ三食五十一 外す業く十品五十五 営るのの特五衛生条食 業に査可牛の法生条品 限（卸申搾規定施行令第 。売請取に基第 ）市に処基第</p>		<p>限（卸売。市場外営業に 申請に対する審査の く乳処理業の許可の 十品衛生法の施行令第三 品十五条の規に基 品十五条第一項及び食 二十条食品衛生法第五</p>	<p>る。市場外営業に限 。市場外営業に卸 請に對する審査（卸 く集乳業の許可の基 十五條の規定に基 十五條の許可の基 集乳業の許可の基</p>	
<p>許可申請手</p>	<p>手可取特 数更処別 料新理牛 申業乳 請許搾</p>	<p>料可取特 申処別 請理牛 手業乳 数許搾</p>	<p>手可乳 数更処 料新理 申業 請許</p>	<p>料可乳 申処 請理 手業 数許</p>	<p>数更集 料新乳 申業 請許 手可</p>
<p>二万五千二百円</p>	<p>一万二千六百円</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>一万二千六百円</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>五千七百円</p>
<p>とき。申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>

二十五 食品衛生法第	<p>に査可づ三食五十四 限（のく十品五十五 る。卸申菓五衛生条食 ）売請子条の法施第一 市に製の規行項衛生 場対造業の定令及法 外すのに令及法第 営審許基第</p>	<p>場対射づ三食五十三 外す業の食五衛生条食 営審査可の品五衛生条 業に査可のの法施第一 限（の申放の規行項衛 る。卸申射定行項生 ）売請線申射線に基第 市に照に</p>	<p>に査可づ三食品 限（のく十衛生 る。卸申食肉条の ）売請に処法の 市に理業規施 場対す業の定行 外営審許基 業</p>			
アイスクリ	<p>請許菓 手可子 数更製 料新造 申業</p>	<p>数許菓 料可子 申製 請造 手業</p>	<p>手可線食 数更照品 料新射の 申業放 請許射</p>	<p>料可線食 申照品 請射業放 手数許射</p>	<p>請許食 手可肉 数更処 料新理 申業</p>	<p>数 料</p>
一万六千八百円	八千四百円	一万六千八百円	一万二千六百円	二万五千二百円	一万二千六百円	
許可申請の	とき。更新申請の	とき。許可申請の	とき。更新申請の	とき。許可申請の	とき。更新申請の	

<p>外営業に限り。営業に するの審査（卸売市場） 業の許可の申請に づく清涼飲料水の製造 三品衛生法の施行令第 食五五条第一項及び第 五十七食品衛生法第</p>	<p>業審査に限り。市場外営 許可の申請に づく乳製品製造の 三品衛生法の施行令第 食五五条第一項及び第 五十六食品衛生法第</p>	<p>る。市場外営業に限り。卸 請に製造するの審査（卸 類製アイスクリ づく十品衛生法の施行令第 三品衛生法の施行令第 食五五条第一項及び第 五十七食品衛生法第</p>			
<p>数更新製造清 料新造涼 申業飲 請許料 手可水</p>	<p>申請製造清 手業飲 数許料 料可水</p>	<p>申請業乳 手許製 数可品 料更新製造</p>	<p>手業乳 数許製 料可品 申請製造</p>	<p>申請業 手許 数可 料更新製造</p>	<p>手業 数許 料可 申請製造</p>
				<p>八千四百円</p>	
<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。</p>

<p>三十 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>十 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>の 氷雪 製造 業の 許可 可づ</p> <p>の 申請 に對 する 審査</p> <p>（卸 売市 場外 營業 に 限る 。）</p>	<p>二十九 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>十 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>の 水産 製品 製造 業の 許可 可づ</p> <p>の 申請 に對 する 審査</p> <p>（卸 売市 場外 營業 に 限る 。）</p>	<p>二十八 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>十 品五 衛生 法第 一第 項及 び第 三食</p> <p>の 肉製 品製 造業 の 許可 可づ</p> <p>の 申請 に對 する 審査</p> <p>（卸 売市 場外 營業 に 限る 。）</p>			
<p>氷雪 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>	<p>氷雪 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>	<p>水産 製品 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>	<p>水産 製品 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>	<p>食肉 製品 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>	<p>食肉 製品 製造 業の 許可 申請 料 更新 申請 料</p>
<p>一万 二千 六百 円</p>	<p>二万 五千 二百 円</p>	<p>九千 六百 円</p>	<p>一万 九千 二百 円</p>	<p>一万 二千 六百 円</p>	<p>二万 五千 二百 円</p>
<p>更新 申請 の とき</p>	<p>許可 申請 の とき</p>	<p>更新 申請 の とき</p>	<p>許可 申請 の とき</p>	<p>更新 申請 の とき</p>	<p>許可 申請 の とき</p>

<p>る。売請ゆづ三食五十三 。市に製く十品十五 ）場対造み五衛五条食 外す業の又の法施一食品 営る審許はは規行項衛生 業に査可しし定行項生 限（のよに令及法 卸申う基第び第</p>	<p>營るのづ三食五十二 業審許く十品十五 に査可食五衛五条食 限（の用五条衛生法第 る。卸申油の法施一食品 ）市に請脂規行項衛生 場対製製定行項生 外す業基第び第</p>	<p>に查可づ三食五十一 限（のく十品十五 る。卸申液五衛五条食 ）市に製卵条衛生法第 場対造の法施一食品 外す業の規行項衛生 営る審許基第び第</p>			
<p>申業よみ 請許うそ 手可ゆ又 数更製は 料新造し</p>	<p>手業よみ 数許うそ 料可ゆ又 申製は 請造し</p>	<p>料新造食 申業用 請許油 手可脂 数更製</p>	<p>請造食 手業用 数許油 料可脂 申製</p>	<p>請許液 手可卵 数更製 料新造 申業</p>	<p>数許液 料可卵 申製 請造 手業</p>
<p>九千六百円</p>	<p>一万九千二百円</p>	<p>一万二千六百円</p>	<p>二万五千二百円</p>	<p>七千八百円</p>	<p>一万三千二百円</p>
<p>と更新 き。申 。申請 の</p>	<p>と許可 き。申 。申請 の</p>	<p>と更新 き。申 。申請 の</p>	<p>と許可 き。申 。申請 の</p>	<p>と更新 き。申 。申請 の</p>	<p>と許可 き。申 。申請 の</p>

<p>三十六食品衛生法第一項及第五十五條の申請に對する審査に（卸売市場外営業）</p>	<p>三十五食品衛生法第一項及第五十五條の申請に對する審査に（卸売市場外営業）</p>	<p>三十四食品衛生法第一項及第五十五條の申請に對する審査に（卸売市場外営業）</p>			
<p>納豆製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>納豆製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>豆腐製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>豆腐製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>酒類製造業 許可更新申請 手数料</p>	<p>酒類製造業 許可更新申請 手数料</p>
<p>八千四百円</p>	<p>一万六千八百円</p>	<p>八千四百円</p>	<p>一万六千八百円</p>	<p>九千六百円</p>	<p>一万九千二百円</p>
<p>更新申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p>更新申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>	<p>更新申請のとき。</p>	<p>許可申請のとき。</p>

<p>四十二食品衛生法第一項及び第三十食品衛生法規定に基</p> <p>可づ三食五十二 のく十品十五衛生条法の施行令第 申漬五衛生条法の施行令第 請物条衛生条法の施行令第 に製の規に 対造業の許 するの 審許</p>	<p>四十一食品衛生法第一項及び第三十食品衛生法規定に基</p> <p>る市に製づく三食五十一 。場対造く十品十五衛生条法の施行令第 ）外す業の複合型冷凍食品 営る審査（卸売 業に査（卸売</p>	<p>四十五食品衛生法第一項及び第三十食品衛生法規定に基</p> <p>業審許く十品十五衛生条法の施行令第 に査可冷五衛生条法の施行令第 限（の凍条の規に る卸申食品の規定に ）売請品製製造業の 市場対する 外営</p>	<p>る。）</p>			
<p>許漬 可物 更製 新造 申業</p>	<p>数許 料可 申製 請造 手業</p>	<p>請許食複 手可品合 数更製型 料新造冷 申業凍</p>	<p>数許食複 料可品合 申製型 請造冷 手業凍</p>	<p>料新造冷 申業凍 請許食 手可品 数更製</p>	<p>請造冷 手業凍 数許食 料可品 申製</p>	<p>請 手 数 料</p>
<p>七千八百円</p>	<p>一万三千二百円</p>	<p>二万三千三百円</p>	<p>三万五千二百円</p>	<p>一万二千六百円</p>	<p>二万五千二百円</p>	
<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	<p>とき。更新申請の</p>	<p>とき。許可申請の</p>	

<p>四 五 五 食 品 五 五 衛生 法 第 一 項 及 第 三 十 五 条 の 規 定 に 基 づく 添 加 物 の 製 造</p>	<p>四 十 五 五 食 品 五 五 衛生 法 第 一 項 及 第 三 十 五 条 の 規 定 に 基 づく 添 加 物 の 製 造</p>	<p>四 十 三 三 食 品 五 五 衛生 法 第 一 項 及 第 三 十 五 条 の 規 定 に 基 づく 添 加 物 の 製 造</p>	<p>査 限 （ 卸 売 市 場 外 営 業 に 限 る 。 ）</p>			
<p>添 加 物 製 造</p>	<p>手 数 許 可 申 請 料</p>	<p>新 申 請 手 数 料</p>	<p>食 品 の 小 分 け 業 許 可 申 請 手 数 料</p>	<p>密 封 包 装 食 品 製 造 業 許 可 更 新 申 請 料</p>	<p>密 封 包 装 食 品 製 造 業 許 可 申 請 手 数 料</p>	<p>請 手 数 料</p>
<p>一 万 二 千 六 百 円</p>	<p>二 万 五 千 二 百 円</p>	<p>八 千 四 百 円</p>	<p>一 万 六 千 八 百 円</p>	<p>九 千 六 百 円</p>	<p>一 万 九 千 二 百 円</p>	
<p>更 新 申 請 の</p>	<p>と き 。 許 可 申 請 の</p>	<p>と き 。 更 新 申 請 の</p>	<p>と き 。 許 可 申 請 の</p>	<p>と き 。 更 新 申 請 の</p>	<p>と き 。 許 可 申 請 の</p>	

許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	業許可更新申請手数料		とき。
四十六から四十八の二まで 削除			

別表第一の二の一の項中

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
--------------------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	二万六千円
------------------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以内の二 千平方メートル以内のもの	三十八万四千円
--	---------

を

当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以内のもの 平方メートル以内のもの	十三万八千円 十八万円
---	--------------------

に、

当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以内の二 千平方メートル以内のもの	十八万円
--	------

を

建築物の延べ面積が千平方メートル以内のもの 建築物の延べ面積が千平方メートル以内のもの	二万六千円 一万六千円
--	--------------------

に、

二の項中

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートルを超え二

一万八千円

を

建築物の延べ面積が千平方メートル以内のも	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のも
三十八万四千円	三十万円

に改め、同表

建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの
三十八万四千円

を

当該部分の床面積の合計が 千平方メートルを超え二千 平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が 三百平方メートルを超え千 平方メートル以内のもの
三十八万四千円	三十万円

に、

当該部分の床面積の合計が

建築物の延べ面積が千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの
一万八千円	一万千円

に、

建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの
一万八千円

を

当該部分の床面積の合計が千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの
一万八千円	一万千円

に、

千平方メートル以内のもの

三百平方メートル以内のもの	九万六千円
---------------	-------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	七万二千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	九万六千円

に、

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円
--------------------------------------	--------

を

当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	十五万四千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	十九万八千円

に、

当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平	当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平 方メートル未満のもの	二万七千百円	一万六千七百円	別表第一の三の一の項中 当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千 平方メートル未満のもの	二万七千百円	別表第一の三の一の項中 建築物の延べ面積が千平方メ ートルを超え二千平方メートル以内の もの	建築物の延べ面積が三百平方メ ートルを超え千平方メートル以内の もの	十九万八千円	建築物の延べ面積が三百平方メ ートルを超え千平方メートル以内の もの	十五万四千円	建築物の延べ面積が三百平方メ ートルを超え二千平方メートル以内 のもの	十九万八千円
------------------------------	--	--------	---------	--	--------	---	--	--------	--	--------	---	--------

に、「及び省令第十条第一

を

に改める。

を

方メートル未満のもの

号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六の項に、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

十四万五千七百円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

十一万七百元

に、「及び屋内周囲空間の

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

十四万五千七百円

年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。二の項、五の項及び六の項に、「を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

三十六万七千百元

を

当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千 平方メートル未満のもの	十 万 二 千 百 円
当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平 方メートル未満のもの	一 万 九 千 百 円
当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平 方メートル未満のもの	一 万 千 八 百 円
当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千 平方メートル未満のもの	一 万 九 千 百 円
当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平 方メートル未満のもの	三 十 六 万 七 千 百 円
当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平 方メートル未満のもの	二 十 八 万 四 千 四 百 円

を

に、

を

に改め、同表二の項中

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

二万七千百円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

一万六千七百円

に、

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

二万七千百円

に、

「モデル建物法」を「モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第十条第一号イ（1）の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。」

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

十四万五千七百円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

十一万七百元

に、「標準入力法等」を

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

十四万五千七百円

「標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。四の項において同じ。）」

に、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

三十六万七千円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

二十八万四千四百円

に改め、同表四の項中「第

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

三十六万七千円

三十一條第一項」を「第三十六條第一項」に、「第三十一條第二項」を「第三十六條第二項」に、「第三十條第二項」を「第三十五條第二項」に、「第三十條第一項各号」を「第三十五條第一項各号」に、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

一万九千円

を

<p>当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千</p>	<p>二十五万七千百円</p>		<p>を</p>	
<p>当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平 方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平 方メートル未満のもの</p>	<p>七万七千六百円</p>		<p>に、</p>
<p>当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千 平方メートル未満のもの</p>	<p>十万二千百円</p>		<p>を</p>	
<p>当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平 方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平 方メートル未満のもの</p>	<p>一万九千百円</p>		<p>に、</p>

平方メートル未満のもの

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

十九万九千二百円

に改め、同表五の項中「第

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

二十五万七千百円

三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第二条第三号」を「第二条第一項

第三号」に、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

二万七千百円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

一万六千七百円

に改め、「（一次エネルギー

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

二万七千百円

消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。」を

削り、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

十四万五千七百円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

十一万七百元

に改め、「（実際の設計仕

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平
方メートル未満のもの

十四万五千七百円

様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。」

を削り、

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上二千
平方メートル未満のもの

三十六万七千円

を

当該部分の床面積の合計が
三百平方メートル以上千平
方メートル未満のもの

二十八万四千四百円

に改め、同表六の項中

当該部分の床面積の合計が
千平方メートル以上二千平

三十六万七千円

当該部分の床面積の合計が	当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの		七万七千六百円	に、	
当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円	を	当該部分の床面積の合計が 千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円	に、
当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	一万千八百円	を	当該部分の床面積の合計が 三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	一万九千百円	を
方メートル未満のもの					

千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十万二千百円
------------------------	--------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
-------------------------------------	----------

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十九万九千二百円
------------------------------------	----------

当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	二十五万七千百円
------------------------------------	----------

を

に改める。

別表一の三の備考第十四号を同表備考第十六号とし、同表備考第十号から第十三号までを同表備考第十二号から第十五号までとし、同表備考第九号中「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）を「向上計画認定申請手数料等」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考第八号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同

表備考第十号とし、同表備考第七号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第九号とし、同表備考第六号を同表備考第八号とし、同表備考第三号から第五号までを同表備考第五号から第七号までとし、同表備考第二号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第四号とし、同表備考第一号中「第二十九条第三項各号」を「第三十四条第三項各号」に改め、同号を同表備考第三号とし、同表に備考第一号及び第二号として、次のように加える。

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、それぞれこの表の一の項(二)、二の項(二)、五の項(二)(イ)又は六の項(二)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

二 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエ

エネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第十条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の1層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれこの表の三の項(2)イ(イ)又は四の項(2)イ(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例中別表第一の改正規定並びに次項及び付則第三項の規定は令和三年六月一日から、別表第一の二及び別表第一の三の改正規定は同年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 別表第一の改正規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲

げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する別表第一の改正規定による改正後の東京都北区手数料条例（以下「六月新条例」という。）同表の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

飲食店営業（自	業に限る。） は臨時飲食店営業 動飲食店営業又 飲食店営業（移	く。）		飲食店営業（移	飲食店営業（移
調理の機能を有	業に限る。） は臨時飲食店営業 動飲食店営業又 飲食店営業（移	そうざい製造業	除く。）	飲食店営業又	飲食店営業又
別表第一の十	四の項 別表第一の十	十八の項	別表第一の三	四の項	別表第一の十
一万千五百	五千六百円	百円	二万五千二	百円	一万八千三
五千七百元	二千七百元	八千九百元			八千九百元

類製造業	アイスクリーム			あん類製造業	菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に限る。）					は臨時菓子製造業を除く。）
は臨時飲食店営業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業）	食品の小分け業		菓子製造業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に限る。）	食品の小分け業		菓子製造業		は臨時飲食店営業によるものを除く。）
四の項	別表第一の十四の項	十四の項	別表第一の四	十四の項	別表第一の十四の項	十四の項	別表第一の四	十四の項	別表第一の二	
百円	一万八千三百円	百円	一万六千八百円	百円	一万六千八百円	百円	一万六千八百円	百円	一万六千八百円	
	八千四百円		八千四百円		八千四百円		八千四百円		八千四百円	

動 販 売 機 に よ る	食 肉 販 売 業 （ 自		食 肉 処 理 業		集 乳 業		乳 製 品 製 造 業	理 業	特 別 牛 乳 搾 取 処		乳 処 理 業				
	食 肉 販 売 業		食 肉 処 理 業		集 乳 業	食 品 の 小 分 け 業	乳 製 品 製 造 業	理 業	特 別 牛 乳 搾 取 処		乳 処 理 業	類 製 造 業	ア イ ス ク リ ー ム	業 に よ る も の を 除 く 。）	
六 の 項	別 表 第 一 の 十	十 二 の 項	別 表 第 一 の 二	九 の 項	別 表 第 一 の 十	十 四 の 項	別 表 第 一 の 四	十 六 の 項	別 表 第 一 の 二	十 一 の 項	別 表 第 一 の 二	十 の 項	別 表 第 一 の 二	十 五 の 項	別 表 第 一 の 二
円	一 万 千 五 百	百 円	二 万 五 千 二	円	一 万 千 五 百	百 円	一 万 六 千 八	百 円	二 万 五 千 二	百 円	二 万 五 千 二	百 円	二 万 五 千 二	百 円	一 万 六 千 八
	五 千 七 百 円	百 円	一 万 二 千 六		五 千 七 百 円		八 千 四 百 円	百 円	一 万 二 千 六	百 円	一 万 二 千 六	百 円	一 万 二 千 六		八 千 四 百 円

造業		魚肉練り製品製	営業	魚介類競り売り		魚介類販売業		食肉製品製造業	ものを除く。)
食品の小分け業		水産製品製造業	営業	魚介類競り売り	魚介類販売業	飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業によるものを除く。）	食品の小分け業	食肉製品製造業	
別表第一の四	十九の項	別表第一の二	八の項	別表第一の十	七の項		別表第一の四	別表第一の二	
百円	一万六千八百円	一万九千二百円	二百円	二万五千二百円	一万千五百円		百円	二万五千二百円	
八千四百円		九千六百円	百円	一万二千六百円	五千七百円		八千四百円	百円	一万二千六百円

酒類製造業	ソース類製造業	しょうゆ製造業		みそ製造業		マーガリン又はシヨートニング製造業		
酒類製造業	密封包装食品製造業	食品の小分け業	ゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	食品の小分け業	ゆ製造業	みそ又はしょうゆ製造業	食品の小分け業
別表第一の三	別表第一の四	別表第一の四	別表第一の三	別表第一の三	別表第一の四	別表第一の三	別表第一の三	別表第一の四
百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
九千六百元	九千六百元	八千四百円	九千六百元	八千四百円	九千六百元	八千四百円	九千六百元	八千四百円

品製造業	缶詰又は瓶詰食		そうざい製造業		麵類製造業		納豆製造業		豆腐製造業
造業	密封包装食品製	食品の小分け業	そうざい製造業	食品の小分け業	麵類製造業	食品の小分け業	納豆製造業	食品の小分け業	豆腐製造業
十三の項	別表第一の四	十四の項	別表第一の三	十四の項	別表第一の四	十七の項	別表第一の三	十四の項	別表第一の四
百円	一万九千二	百円	一万六千八	百円	二万五千二	百円	一万六千八	百円	一万六千八
	九千六百元		八千四百円	百円	一万二千六		八千四百円		八千四百円

添加物製造業	別表第一の四	二万五千二百円	一万二千六百円
添加物製造業	別表第一の四	十五の項	百円

3

別表第一の改正規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和二年東京都条例第七十一号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和二十八年東京都条例第百十一号）第七条の許可を受けて次の表の第一欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第二欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第五十五条第一項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する六月新条例別表第一の規定の適用については、次の表の第三欄に掲げる規定中同表の第四欄に掲げる字句は、同表の第五欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

つけ物製造業	漬物製造業		別表第一の四	一万三千二百円	七千八百円
	食品の小分け業	食品の小分け業	別表第一の四	一万六千八百円	七千八百円
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業		別表第一の三	二万五千二百円	七千八百円
	食品の小分け業	食品の小分け業	別表第一の四	一万六千八百円	七千八百円

液卵製造業		魚介類加工業		調味料等製造業	
液卵製造業	食品の小分け業	水産製品製造業	造業	密封包装食品製	
十一の項	別表第一の三	十四の項	別表第一の四	十九の項	別表第一の二
百円	一万三千二	百円	一万六千八	百円	一万九千二
	七千八百円		七千八百円		七千八百円

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十二号

東京都北区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都北区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月東京都北区条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第一号中「百分の七・一四」を「百分の七・一三」に、「百分の五十六」を「百分の五十七」に改め、同条第二号中「三万九千九百円」を「三万八千八百円」に、「百分の四十四」を「百分の四十三」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二九」を「百分の二・四一」に、「百分の五十五」を「百分の五十六」に改め、同条第二号中「一万二千九百円」を「一万三千二百円」に、「百分の四十五」を「百分の四十四」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・七六」を「百分の二・二五」に、「百分の五十二」を「百分の五十五」に改め、同条第二号中「一万五千六百円」を「一万七千円」に、「百分の四十八」を「百分の四十五」に改める。

第十九条の二第一号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控

除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号から第三号までにおいて「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に改め、同号イ中「二万七千九百三十円」を「二万七千六百六十円」に改め、同号ロ中「九千三十円」を「九千二百四十円」に改め、同号ハ中「一万九百二十円」を「一万九千九百円」に改め、同条第二号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号イ中「一万九千九百五十円」を「一万九千四百円」に改め、同号ロ中「六千四百五十円」を「六千六百円」に改め、同号ハ中「七千八百円」を

「八千五百円」に改め、同条第三号中「第三百十四条の二第二項に規定する金額」を「第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同号イ中「七千九百八十円」を「七千七百六十円」に改め、同号ロ中「二千五百八十円」を「二千六百四十円」に改め、同号ハ中「三千百二十円」を「三千四百円」に改める。

付則第三条中「（以下「公的年金等所得」という。）」を削り、「（所得税法」を「（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改め、「地方税法」の下に」と、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」とあるのは「所得税法」と、「百十万円」とあるのは「百二十五万円」を加える。

付則第八条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十号）附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下この条から付則第十一条までにおいて同じ）」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二の改正規定（同条第一号イからハまで、同条第二号イからハまで及び同条第三号イからハまでの改正規定を除く。）並びに付則第三条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四、第十九条の二及び付則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の保険料について適用し、令和二年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川與惣太

「四万九千六百六十五円」を「四万九千五百五十七円」に改める。
付則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和五年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第十一条 第一号被保険者のうち、令和二年の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和三年度における保険料率の算定についての第四条第一項（第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ、第十三号イ、第十四号イ及び第十五号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第六号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得及び同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第二十八条第二項の規定によつて計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定によつて計算した金額の合計額から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和四年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和三年」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、令和五年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和二年」とあるのは、「令和四年」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例による改正後の東京都北区介護保険条例第四条の規定は、令和三年度分の保険料から適用し、令和二年度までの保険料については、なお従前の例による。

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十四号

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成三十年三月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の二項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者等は、指定居宅介護支援等を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都北区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める

条例第三条第五項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長

花

川

與

惣

太

東京都北区条例第十五号

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十六年十二月東京都北区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

5 指定介護予防支援事業者等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者等は、指定介護予防支援等を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都北区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第三条第五項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じないように努めなければ」とする。

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十六号

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三月東京都北区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正

後の東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

東京都北区指定地域密着型介護予防サービス
の事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月二十三日

東京都北区長
花川 與 惣 太

東京都北区条例第十七号

東京都北区指定地域密着型介護予防サービス
の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区指定地域密着型介護予防サービス
の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十五年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都北区指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。